## JASRAC対音楽教室訴訟

## ―知財高裁による最近の控訴審判決を中心に―



元大阪大学大学院経済学研究科講師 西口 博之

## 目 次

- I. はじめに
- Ⅱ. JASRACと音楽教室事件
  - 1. JASRACによる管理とその業務
  - 2. 当事者の言い分
- Ⅲ. 令和2年2月28日東京地裁判決
  - 1. 事件の概要
  - 2.4つの争点と裁判所の判断
- Ⅳ. 令和3年3月18日知財高裁判決
  - 1. 音楽教室側の言い分
  - 2. 裁判所の判断
- V. おわりに

## I. はじめに

ヤマハ音楽振興会など音楽教室を経営する約250事業者対JASRAC(日本音楽著作権協会)の第一審の東京地裁判決が昨年夏に下されてから、その控訴審が速くも結審し3月18日に知財高裁で判決が下された。

しかしながら、本件音楽教室を含め昨今の類似事件が、法の規定するところでないため、数少ない判例を裁判所が踏襲する形となりそれが実務面からして大きく乖離した判断となるケースが多く、今回の専門家としての知財高裁の判断が待たれるところであった。

本稿では、その音楽教室とJASRACの紛争についての第一審の判決内容を再度分析して、その知財高裁の判決を論じるものである。